

橋本市ホームページトップページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、橋本市有料広告事業実施要綱（平成24年橋本市告示第87号。以下「要綱」という。）及び橋本市広告掲載基準に基づき、橋本市ホームページのトップページ（以下「ホームページ」という。）への有料広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告対象)

第2条 広告は、橋本市が作成するホームページに掲載する。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、要綱第3条及び橋本市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60 ピクセル×横 100 ピクセル
- (2) 1 メガバイト以内
- (3) jpg 形式、jpeg 形式、png 形式、GIF 形式
- (4) アニメーションは、可とするが点滅するものは部分的なものも含め不可
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現のものは不可

(広告の枠数)

第5条 広告の枠数は、最大12枠とする。

(広告の掲載位置等)

第6条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告の掲載は1月を単位とし、掲載期間は1月以上12月以内とする。
ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。
2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。
3 広告掲載期間に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告掲載料)

第8条 ホームページに掲載する広告は1月間1件当たり10,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とする。

(広告掲載料の割引き)

第9条 広告掲載料は、一の申込みで、3月から5月までの複数月を申し込む場合は1月当たり8,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とし、6月以上の複数月を申し込む場合は1月当たり7,000円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とする。

(広告掲載の申込み)

- 第10条 広告掲載希望者は、市長が指定する期間内に申し込むこととする。
- 2 前項の申込みは、1月につき1件とする。ただし、同一広告において連続する複数月の申込みをすることができる。
 - 3 第1項に規定する市長が指定する期間は、掲載を希望する月の1月前の1日までとする。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込み(以下「掲載申込み」という。)があったときは、要綱に規定する橋本市広告審査委員会(以下「委員会」という。)の審査により広告掲載枠購入者(以下「広告主」という。)を決定する。

(広告掲載可否の通知)

第12条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式第1号)により、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告掲載希望者並びに広告主に通知する。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定による広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(雑則)

第 18 条 この基準に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱基準の改正後の橋本市ホームページ広告掲載取扱基準に規定する広告掲載料は、この取扱基準の施行の日以後に掲載の決定を行うものについて適用し、同日前に掲載の決定を行うものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱基準は、令和 7 年 7 月 22 日から施行する。